

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
1	産業観光部 農政課	長農政第000019号	令和8年度長浜市事業者連携型農業経営安定化支援事業業務委託		長浜市	<p>市内農業者の経営安定化を図るため、市場ニーズを持つ事業者と連携し、需要のある農産物の普及に向け、実需者と生産者のマッチング及び生産者グループの組織化への支援を行うため、以下の事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 契約品種ごとの部会における生産者間連携の支援</p> <p>(2) アグリビジネスの創出に向けた情報発信・情報提供</p> <p>(3) 実需者や生産者のマッチングや生産者情報の発信の場づくり</p>
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	2,000,000円	長浜市田村町1281番地8 一般社団法人 バイオビジネス創出研究会	<p>本事業は、市内農業者の経営安定化を図るため、市場ニーズを持つ事業者（以下「実需者」という。）と連携し、需要のある農産物の普及に向け、実需者と生産者のマッチング及び生産者グループの組織化への支援を行うものです。</p> <p>本事業の遂行には、市内農商工業者や地元農業協同組合、研究機関、農機メーカー等との協力・連携が必要であり、その中核として、高い調整能力を発揮し、不測の事態にも迅速に対応でき、取組の成果を情報発信できる体制が必要です。</p> <p>（一社）バイオビジネス創出研究会は、市内農商工業者や地元農業協同組合、研究・教育機関、農機メーカー等と協力・連携し、需要の高い農産物の栽培や水田野菜の生産振興、地域伝承野菜のブランド化等を通して、農業資源の活用、地域農業の振興に取り組んできた実績とノウハウを有しています。また、事業化支援施設（長浜バイオインキュベーションセンター）の指定管理者として、産官学連携による創業・事業化支援を行っていることから、事業者や支援者の幅広いネットワークを有しています。</p> <p>当法人がこれまで培ってきた上記ノウハウやネットワーク、関係機関の協力・連携を引き出す高い調整能力、市内農家への普及に向けた取組成果の情報発信能力を有する法人は他にないことから、本事業の委託契約先として当法人を選定したものです。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
2	産業観光部 農政課	長農政第000093号	道の駅「湖北みずどりステーション」公衆便所管理業務委託		長浜市湖北町今西1731番地1	湖北みずどりステーションの屋外トイレの良好な利用環境を提供するため、清掃管理業務を委託するものとする。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,597,508円	長浜市湖北町尾上107番地 4B合同会社	県と市で締結している一般県道湖北長浜線（湖北町今西地先）の「ささなみ一里塚事業」に伴う施設の管理に関する協定書において、公衆便所の通常管理（清掃等）については市の役割となっています。市施設「湖北みずどりステーション」の指定管理者が4B合同会社であることから、同一敷地内にある公衆便所についても同社に一体的に管理を委託することが妥当であるため、選定したものです。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	産業観光部 農政課	長農政第000114号	道の駅「塩津海道あぢかまの里」トイレ清掃管理業務委託		長浜市西浅井町塩津浜1765番地	道の駅「塩津海道あぢかまの里」のトイレの良好な利用環境を提供するため、清掃管理業務を委託するものとする。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,790,536円	長浜市西浅井町大浦1098番地4 有限会社 西浅井総合サービス	道の駅「塩津海道あぢかま」における国施設(トイレ・情報コーナー・駐車場等)については、市、滋賀国道事務所、指定管理者で管理協定が締結されており、道の駅全体の管理運営について指定管理者である(有)西浅井総合サービスが実施しているため、本業務の受託者として選定したものです。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
4	産業観光部 農政課	長農政第000034号	二ホンザル個体数調整業務委託		長浜市内	被害を発生させている二ホンザル群への対策に資するため、以下の業務を委託するものとする。 (1) 個体数調査 (2) 大型檻建設予定地選定・建設
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	3,438,600円	東京都八王子市小宮町922番地7 株式会社 野生動物保護管理事務所	本業務は、加害レベルの高い対象群を特定し、行動域や個体数調整のための情報等を取得するための調査で、専門的かつ特殊なものであり、二ホンザルの生態に精通し高度な個体識別能力を有していることが必要です。 株式会社野生動物保護管理事務所は、平成25年度に本市の二ホンザル個体数調整業務を実施し、滋賀県および他市においても同種の業務実績があり適当と認められることから、本業務の受託者として選定したものです。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号